

番号	1
項目	私たち透析患者は週3回、月12回から14回の透析を受けなければならない、その7割ほどは透析専門のクリニックへ通院し維持透析を続けています。しかし、大半の患者は透析クリニックだけでは対応できない合併症や重複障害に苦しんでおり、他の複数の医療機関を利用して各々の窓口で医療費を支払っているのが実情です。 月額上限を3000円とする償還は行われますが、それまでの間、家計は圧迫されます。入院をすると給食代や居住費が加わり、負担は更に増大します。私たちのこうした状況をご理解いただき、患者の負担がこれ以上増えることのないよう、「重度障がい者医療費助成制度」の継続を強く要望いたします。
(回答) 本市の重度障がい者医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱に基づき実施しており、対象の方が医療機関を受診された際、保険診療が適用される医療費の自己負担の一部を助成しています。 大阪府内の医療機関で医療証を提示して受診された場合、月額上限額を超えた分については、いったんお支払いいただいたうえで、後日、償還払いの申請をしていただくことがあります。申請後は、審査を経て適正な支給に努めておりますが、振込までに一定のお時間を要します。ご負担・ご不便をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。 なお、現時点では、大阪府から一部自己負担金等を含む助成内容の変更について示されているものではありません。そのため、本市としても、現行制度を変更する予定はございません。 また、本市では従前より、大阪府市長会を通じて国に対し、国の制度として福祉医療費助成制度が創設されるよう要望するとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところです。今後も引き続き要望してまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成） 電話：06-6208-7971

番号	2
項目	慢性腎不全に至った患者の命を繋ぐ透析医療は進歩を続けていますが、一方で長期透析患者や高齢の患者、また糖尿病性腎症からの透析導入患者が著しく増加しています。それに伴い、透析合併症や重複障害により要介護となる透析患者が増大しています。透析治療のための通院に支障がないよう通院支援に取り組んでください。 重複障害などにより通院困難な透析患者が利用できる入院・入所施設は現在ほとんどありません。行政として現状をふまえ、対策と整備に取り組んでください。
(回答) 介護保険は、加齢による病気等で介護が必要な状態となっても、できる限り自宅で自立した日常生活ができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練、看護・療養上の管理等の介護サービスを提供するしくみです。 在宅で生活されている方の通院のための身体介護サービスの利用については、介護報酬の算定できる具体例として、厚生労働省から『「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について』が通知され、ヘルパーが運転する車両に乗車して通院する場合の「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定できる利用者は要介護者に限られること等が、標準的な事例として示されております。 なお、要支援者の場合でも、公共交通機関（タクシーを含む）を利用して通院するとき、訪問介護員が利用者に付き添い、移送中に身体状況（体調、気分等）の確認等の身体介護が必要な場合は、大阪市介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防型訪問サービス」を算定することが可能です。 通院等のための乗車又は降車の介助や移送中の身体介護が必要な場合、担当ケアマネジャーにご相談いただくようお願いいたします。また、現在受けているサービスでは不足する場合は、要支援、要介護認定の区分変更申請をご検討ください。 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に入所されている方で透析にかかる通院が必要な方については、ご家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある方に対して、施設が1月に12回以上通院のために送迎を行った場合に算定できる「特別通院送迎加算」が令和6年度介護報酬改定で新設されておりますので、入所されている施設にご相談ください。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8033

番号	2
項目	慢性腎不全に至った患者の命を繋ぐ透析医療は進歩を続けていますが、一方で長期透析患者や高齢の患者、また糖尿病性腎症からの透析導入患者が著しく増加しています。それに伴い、透析合併症や重複障害により要介護となる透析患者が増大しています。透析治療のための通院に支障がないよう通院支援に取り組んでください。 重複障害などにより通院困難な透析患者が利用できる入院・入所施設は現在ほとんどありません。行政として現状をふまえ、対策と整備に取り組んでください。
(回答) 障がい福祉サービスと介護保険サービスとの適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定（法第7条）及び国の通知により、介護保険サービスの利用が優先されることとなっています。 ただし、介護保険サービスを優先して利用していただいたうえで、なお必要とするサービスが介護保険サービスのみによって確保することができない場合などは、障がい福祉サービスの利用が認められております。 そのため、障がい福祉サービスの対象要件を満たす方であって、かつ介護保険サービスにより必要な通院の支援が確保されない場合につきましては、不足する部分を障がい福祉サービスの居宅介護事業等で補い、現に必要な通院に支障が生じないよう対応させていただくことになります。 なお、障がい福祉サービスをご利用の場合は、区保健福祉センター担当者が状況を詳しく聞かせていただいた上で、必要な支給量を個別に判断していくこととなりますので、まずはお住まいの区保健福祉センターへご相談いただきますようお願いいたします。 今後も、障がいのある方に対するサービスの質の向上を図るため、施策の充実に努めてまいりますので、より一層のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245